

特別障害者手当 を受けるための手続き

<申請に必要なもの>

- 特別障害者手当認定請求書(窓口で記入)
- 特別障害者手当認定診断書
 - ※身体障害者手帳や療育手帳の申請を同時に行う方は、手帳用診断書や手帳で代用可能な場合もあります。
 - ※診断書料は自費となります。作成依頼の前に認定基準に満たす程度であるかご確認ください。
- 身体障害者手帳・療育手帳の写し
 - ※手帳を持っている場合のみ。
- 特別障害者手当所得状況届(窓口で記入)
- 公的年金等の収入金額について明らかにすることのできる証明書・公的年金等の証書の写し・公的年金等の振込通知書の写し等
 - ※受給している場合のみ。
 - ※対象年・・・1～6月の申請:前々年の1～12月
7～12月の申請:前年の1～12月
- 重要事項説明書兼同意書(窓口で記入)
- 振込先口座のわかるもの
 - ※通帳など。口座名義人は障害者と同一人。
- 印章(はんこ)
- マイナンバー確認書類
(対象者・配偶者・扶養義務者の分)
下記のうちいずれか1点
 - a) マイナンバーカード
 - b) 通知カード(通知カードに記載された氏名、住所等が住民票の記載事項と一致している場合のみ可)
 - c) マイナンバーが記載された住民票の写し
- 受給者の本人確認書類
写真付き身分証明書1点(運転免許証、マイナンバーカードなど) または
写真無し身分証明書2点(加入医療保険の資格情報が確認できる書類、年金手帳など)

<手続場所>

君津市福祉部 障がい福祉課(市役所1階 12番窓口)

TEL 0439-56-1148

※注意事項

- ・入院している場合・施設に入所している場合、手当は受給できません。
- ・認定を受けた場合、申請された月の翌月分から手当が支給されます。
- ・診断書等の審査の結果、非該当(却下)になりますと手当は受給できません。
- ・市の心身障害者(児)福祉手当(月額2,000円～8,650円)との併給はできません。
- ・前年の所得が限度額以上の場合、手当の支給が停止されます。